

---

# 放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力 企業従業員教育内容明確化について

2020年6月5日  
東京電力ホールディングス株式会社

# 放射性廃棄物処理設備の運転操作を行う協力企業従業員の教育内容明確化について

## 【背景】

- 東日本大震災(以下震災という)以前は、放射性廃液の排水誤放出対策として、放射性廃棄物処理設備に関わる業務の補助を行う協力企業従業員について保安教育を実施していた。(RW設備の運転委託が該当)
- 震災後に設置した雑固体廃棄物焼却設備等の放射性廃棄物処理設備については、放射性廃液の放出のようなリスクを伴う運転操作ではないものの、運転操作を協力企業に委託しているため、同様の教育を行い、管理することが望まれることから、雑固体廃棄物焼却設備等に関する運転操作を行う協力企業従業員の教育内容等を明確化し、保安教育マニュアルで自主教育として定めて、既に運用している。  
※2019年3月25日に改訂し、施行。
- 上記を踏まえて、実施計画Ⅲの変更についても、1F関係箇所と協議し、実施計画Ⅲに記載するルールを定めたため、そのルールに基づき、実施計画Ⅲの変更を行うこととした。

# 実施計画Ⅲ（第1編・第2編）の記載変更のポイントについて

【変更のポイント】（実施計画Ⅲ第1編第80条第3項及び第2編第119条第3項）

- 教育対象者は、放射性廃棄物管理に関する設備の「**運転操作**」を行う協力企業従業員とする。

⇒ 巡視，分析測定，運搬等のみを行う者※は対象としない。

※タンクや配管の巡視のみを行う者の教育については、所管グループのガイド等で定める。

- 教育内容については、震災前に記載の保安教育に準じるが、運転操作の対象設備によって、必要な教育内容を決定するものとする。
- 今回の変更によって、対象となる所管GMは下記のとおり。

（第1編）

- ・**運用支援GM**：多核種除去設備，増設多核種除去設備，大型機器除染設備の運転操作委託
- ・**地下水対策設備GM**：油処理装置の運転操作委託（2021年度 第3四半期～委託実施予定）

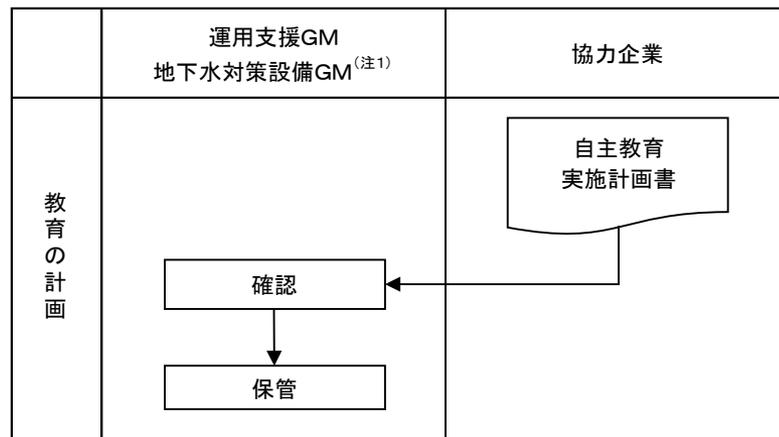
（第2編）

- ・**運用支援GM**：雑固体廃棄物焼却設備の運転操作委託

なお、上記の所管GM以外に、放射性廃棄物管理に関する設備の「**運転操作**」を協力企業従業員が行うものが、新たに発生した場合は、実施計画Ⅲの記載変更を行う。

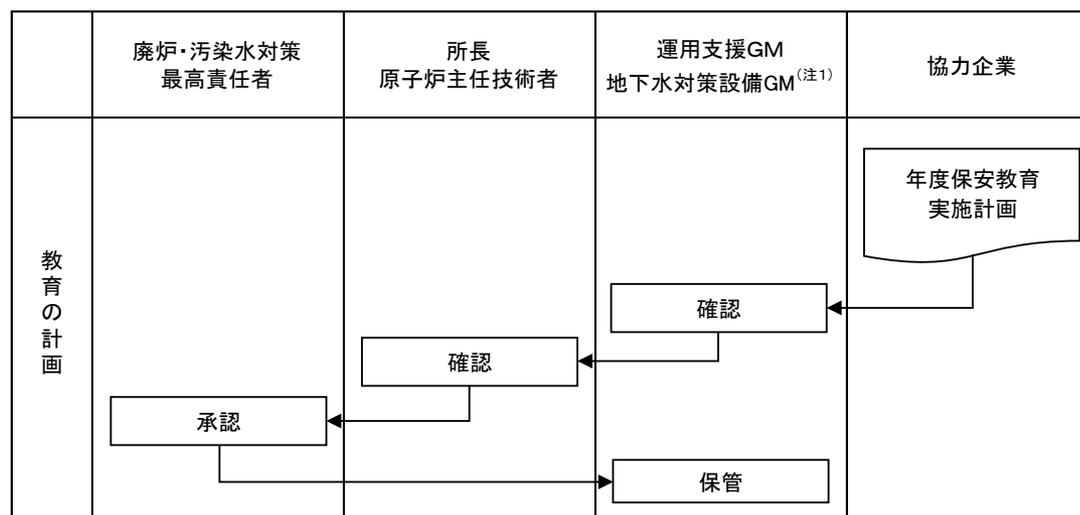
## 【教育の計画】

### ■ 自主教育としての教育の計画



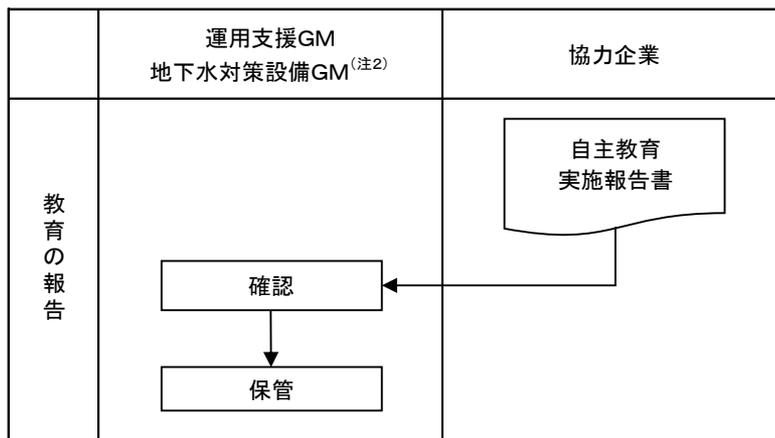
(注1): 地下水対策設備GMが所管GMとなる、油処理装置の運転操作委託は、**2021年度 第3四半期～委託実施予定。**

### ■ 実施計画に基づく保安教育としての教育の計画



## 【教育の報告】

### ■ 自主教育としての教育の報告



(注2) : 地下水対策設備GMが所管GMとなる、油処理装置の運転操作委託は、**2021年度 第3四半期～委託実施予定。**

### ■ 実施計画に基づく保安教育としての教育の報告

